

名古屋市上下水道局「週休2日交替制工事」試行に関するQ&A
(土木工事)

★上下水道局「週休2日交替制工事」試行要綱は、以下のとおりの運用とします。

週休2日交替制の考え方

Q1：現場着手とはいつのことを指すのですか。

A1：仮設工事の開始、施工現場への資機材搬入及び舗装版切断等、現場での作業を開始する時点です。なお、現場事務所の設置や測量は準備期間に含まれ、非対象期間となります。

Q2：従事者の休日の考え方はどのようになりますか。

A2：対象期間において、各々の従事者が現場での作業（事務所での事務作業を含む。）を行わない日が休日となります。なお、現場閉所日については、各々の従事者の休日としてカウントします。また、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日としてカウントします。

Q3：夏季休暇、年末年始休暇を取得した場合は、どうしたらいいですか。

A3：夏季休暇や年末年始休暇を取得した場合は、休日とみなします。
週休2日制工事と異なりますので、注意して下さい。

Q4：休日率算定の対象となる従事者の考え方はどのようになりますか。

A4：対象工事に従事する元請け（受注者）及び下請け（建設工事の請負契約業者のみ）のすべての技術者、現場代理人及び技能労働者が対象であり、かつ、対象期間内に現場に連続4週間以上従事した者が休日率算定の対象となります。

Q5：平均休日率の算定の考え方はどのようになりますか。

A5：休日率算定の対象となる従事者について、各々で休日率を算定し（小数点第2位を切り捨て）、それを平均します。（小数点第2位を四捨五入）

Q6：工期延期となった場合の週休2日交替制の考え方はどのようになりますか。

A6：延期となった期間も含め、従事者が交替で休日を確保できるように配慮し

てください。

Q7：現場代理人は、現場への常駐義務があるが、現場代理人が休日を取得する際の考え方はどのようになりますか。

A7：要綱第4条第8項に記載はありますが、現場代理人が休日を取得する際には、監理技術者又は主任技術者が現場に常駐することを原則とします。ただし、現場代理人の代理として、監理技術者又は主任技術者以外の者が従事する場合については、2開庁日前までに工事打合せ簿にて、受注者は、経歴書及び直接的雇用関係が確認できる書類が添付されていることを確認の上、現場代理人の代理についての協議をしてください。

Q8：履行遅延により工事が完成しました。この場合、平均休日率の達成は認められますか？

A8：工期内に工事が完成しなかった場合は、経費に要綱第4条第10項第1号に規定する補正係数を乗じた額を減額します。

Q9：当初に従事者の対象期間内すべての休日取得率が確認できる休日取得計画兼実績表（様式第1号）の提出が難しい場合は、どのようにしたらいいですか。

A9：対象期間内すべての休日取得率が確認できる休日取得計画兼実績表（様式第1号）の提出が難しい場合は、対象月に入る前までに1カ月毎の提出をお願いします。

Q10：従事者が金曜日の夜から土曜日の朝にかけて作業を行った場合は、金曜日、土曜日共に作業したことになるのですか。

A10：金曜日の作業にはなりますが、土曜日の作業には該当しません。

Q11：現場代理人等が現場に出勤せずに会社で書類整理をしていた場合、休日を取得したことになりますか。

A11：休日を取得したことにはなりません。

達成状況について

Q12：4週8休以上（28.5%以上）の平均休日率の達成とはどのような考え方ですか？

A12：休日率算定の対象となる従事者について、対象期間日数を分母に、休日を取得した日数を分子にした割合（率の小数第2位切り捨て）を各々で算定

し（休日率算定）、それを平均したもの（率の小数第2位四捨五入）（平均休日率算定）が28.5%以上となっているかどうかで達成の判断をします。

工事成績評定について

Q13：対象期間における現場に従事する従事者の各々の休日予定及び平均休日率が分かる資料を提出しましたが、平均休日率が4週6休未満（21.4%未満）となってしまった場合は未達成として減点されますか。

A13：未達成となった場合でも、減点はありませんが、工程管理の不備等（書類の未提出も含みます）が認められる場合等には、成績評価の判断材料のひとつとなります。

経費の算出について

Q14：経費はどのように算出しますか。

A14：平均休日率の達成状況に応じて、経費の算定を行います（補正係数については、試行要綱参照）。

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じています。平均休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、平均休日率の達成状況に応じて補正します。

その他

Q15：特記仕様書が添付されていない工事は、対象工事とはなりませんか。

A15：週休2日交替制工事は、特記仕様書が添付されている工事のみが対象工事となります。（令和6年4月1日以前に施行した試行要綱における週休2日制工事のような受注者希望型はありません。）

Q16：施工途中で週休2日交替制の実施が困難となった場合、どのような取扱いになりますか。

A16：どのような理由であっても、実施できなかった場合、経費の減額補正を行います。

Q17：土木工事や設備工事の複数種別からなる工事の従たる工事種別が設備工事の場合は、平均休日率の算定対象に含める必要はありますか？

Q17：従たる工事種別の設備工事も、主たる工事種別である土木工事の要綱を適用した上で、一体の工事として平均休日率の算定対象に含めてください。

Q18：工事PR用紙に週休2日交替制試行工事である旨を記載する必要はありますか。

A18：近隣にお住まいの方にも建設業の労働環境改善の取り組みをご理解いただきたいので、PR用紙に週休2日交替制の趣旨を簡潔に明記するなど、工夫をお願いします。

<趣旨の記載例>

この工事は、建設業の労働環境の改善に向けて、建設現場で働く技術者、現場代理人及び技能労働者が交替で週休2日を取得するよう取り組む工事です。ご理解のほどよろしく申し上げます。